○国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科副教育部長に 関する規程

「平成18年4月1日 規則第 40号

改正 平成20. 3. 1 19規則96 平成29. 3.16 28規則56 令和6. 2.15 5規則48

(設置)

第1条 国立大学法人埼玉大学大学院学則(平成16年4月1日規則第2号)第6条 の4の規定に基づき、理工学研究科教育部に副教育部長1人を置く。

(職務)

- 第2条 副教育部長は、教育部長の職務を補佐し、教育部の運営を円滑に遂行する。 (選考)
- 第3条 副教育部長は、理工学研究科の教育・研究担当を命ぜられた教授の中から 教育部長が推薦した候補者につき、教授会の議を経て、研究科長が選考し、学長 が任命する。

(任期)

第4条 副教育部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、副教育部長に 欠員が生じた場合の補欠の副教育部長の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20. 3. 1 19規則96)

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成29. 3.16 28規則56)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和6.2.15 5規則48)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。